

広 神 野 球 場 下条テニスコート

指定管理者募集要項

この要項は魚沼市が公募する広神野球場及び下条テニスコートに関する要項を記載したものです。申請者はこの要項のほか、指定管理者の募集に関する共通要項を確認してください。

令和8年10月

魚沼市教育委員会事務局生涯学習課

広神野球場・下条テニスコート指定管理者 募集要項

広神野球場及び下条テニスコート（以下「施設」という）の指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

(1) 設置目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため。
また運動を通じた健康増進・体力づくりの機会を広く市民に提供するため。

(2) 指定管理者に期待する役割

施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施し、市民の利便性を向上させること。

2 施設の概要

ア 広神野球場

(1) 名 称 広神野球場

(2) 所 在 地 魚沼市山口198番地

(3) 建物概要

① 開 設 平成5年

② 構 造 グラウンド（内野：土、外野：天然芝、面積：13,560㎡）

照明灯4基（メタルハライドランプ160灯）

メインスタンド（RC構造）

800名収容観客席、本部室、放送室、審判員室、用具室、医務室、会議室、選手用控室、

一塁側スタンド（RC構造）

680名収容観客席、ダッグアウト、電気室、男子便所、女子便所

三塁側スタンド（RC構造）

620名収容観客席、ダッグアウト、管理事務室、湯沸室、休憩室、多目的便所、男子便所、女子便所

周辺公園（約4,120㎡）

ふれあい公園：トイレ、水飲み台、東屋、砂場、パーゴラ

見はらし公園：張り芝、偽木柵

いこいの広場：トイレ、水飲み台

③ 延面積 46,600㎡

イ 下条テニスコート

- (1) 名 称 下条テニスコート
- (2) 所 在 地 魚沼市山口198番地
- (3) 建物概要
 - ① 開 設 昭和61年
 - ② 構 造 テニスコート全天候型 4面（付属品一式）
管理棟 （木造平屋建て17.35㎡）
 - ③ 延面積 2,750㎡

3 指定管理者が行う業務（詳細については「仕様書」を参照）

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

4 施設の管理運営に係る基本的事項

- (1) 開業時間 午前5時から午後10時まで
- (2) 休業日 12月1日から翌年4月30日まで

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に開業し、若しくは休業することができます。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理者の事業収支に関する事項

- (1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (2) 指定管理者は、利用料金による収入及び市が支払う委託料をもって、業務を行うものとします。市は指定管理者に対して毎年度予算の定めるところにより、委託料を支払うことができるものとします。ただし、令和9年度指定管理料上限額は年16,000,000円です。詳しくは「指定管理料上限額算定表」を参照ください。
- (3) 指定管理委託料の精算は特別の事情がある場合を除き、行わないこととします。
ただし、電気使用料については精算を行うことがあります。
- (4) 指定管理者が自らの提案により実施する事業に伴う収入は、指定管理者の収入とします。なお、自主事業を行う場合は市と協議を行うものとします。

7 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができますが、管理運営に係る業

務を一括して第三者へ委託することはできないものとします。

8 関係法令等の遵守

指定管理業務を行うにあたっては、次の関連する法令等を遵守するものとします。

尚、本契約期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 魚沼市体育施設条例（平成 16 年条例第 201 号）
- (3) 魚沼市体育施設条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 22 号）
- (4) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例
（平成 16 年魚沼市条例第 52 号）
- (5) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
（平成 16 年魚沼市規則第 52 号）
- (6) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほかその他の労働関係法
- (7) その他関係法令

9 個人情報の管理

指定管理者は魚沼市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に個人情報を管理しなければなりません。

10 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の理由のために利用してはなりません。指定の期間が終了したときも同様とします。

11 事業報告書を把握するために必要な事項

指定管理者は、魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、毎年度事業報告書を提出しなければなりません。

12 モニタリングの実施

魚沼市は、モニタリングを随時実施することができるものとします。実施にあたって、指定管理者は、魚沼市の要請に基づき協力しなければならないものとします。

13 応募に関する事項

(1) 現地説明会

- ・ 日 時 令和 8 年 10 月 30 日（金）及び 11 月 4 日（水）に実施します。
- ・ 場 所 広神野球場 管理事務室
- ・ その他 出席される事業者は、10 月 28 日（水）までに団体名、代表者氏名、出席予定人数を魚沼市教育委員会事務局生涯学習課（直通 025-793-7480）

へご連絡ください。

(2) 質問の受付

回答に時間を要する場合がありますので、原則として文書(任意様式)又は電子メールによりお願いします。

1 4 協定に関する事項

(1) 市議会の議決を得て指定管理者を指定した後、協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ・指定期間に関する事項
- ・利用許可に関する事項
- ・事業計画書に記載された事項
- ・管理運営の収入に関する事項
- ・管理業務を行うにあたり個人情報の保護に関する事項
- ・事業報告に関する事項
- ・指定取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・緊急時の取扱いに関する事項
- ・その他、市が必要と認める事項

(3) リスク分担の基本方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は次のとおり(次頁)です。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に関する基本的考え方

種 類	リスクの内容	負担区分	
		市	指定管理者
法令の変更等	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（魚沼市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	事業内容等の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
	急激な物価上昇	協議事項	
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が1件当たり30万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
備品購入	購入に係る費用が1件当たり100万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	
	上記以外の場合	協議事項	
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（ただし、指定管理経費を減額する場合がある）	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等第三者に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
災害時対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、暴動その他の魚沼市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、待機体制の確保、被害調査・報告、応急処置 等	指示等	○
	災害復旧	○	
	施設利用者の被災に対する責任	協議事項	
施設の保守・保険等	施設の火災保険加入、土地借上料	○	
	上記以外の維持管理費 消防施設点検、特定建築物点検、電気工作物安全管理、空調機器保守、エレベーター保守、地下タンク点検 等		○

【この要項に関する問い合わせ及び書類の提出先】

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 9 1 0 番地 本庁舎

魚沼市教育委員会事務局 生涯学習課

TEL:025-793-7480 FAX:025-792-1261

E-mail: syogaigakusyu@city.uonuma.lg.jp

※受付時間 平日の 8 時 30 分～17 時 15 分